

## テューダー中期の財政危機と国家財政運営

——国王金庫 (King's Coffers) の運用の分析を中心として——

井 内 太 郎

### はじめに

近年のテューダー行財政史研究の成果の一つは、これまでの  
その実態がよくわからなかった宮内府 (the King's  
Household) の分析ならびにその再検討が行なわれてきたこ  
とであろう。<sup>1)</sup> 言うまでもなくこの問題は、かつてエルトンが  
提唱した「テューダー行政革命論 (The Tudor Revolution)」  
の見直しにも関連してくる議論である。<sup>2)</sup> エルトンは、ヘンリ  
八世治世半ばの一五三〇年代に、クロムウェルのイニシアテ  
ィヴのもとで官僚制的な部局が発達し、宮内府からの自律化  
傾向を強めるとともに、国家統治の主導権をほぼ完全に奪い、  
のみならず宮内府さえもその過程で官僚制的な部局へと脱皮  
し、その後ふたたび宮内府がその中心に復帰することはなか  
ったとする。かれは一五三〇年代のこれら一連の変化を革命

的变化と捉え、そこに「近代」の萌芽を見ようとするのであ  
る。かれの議論は、テューダー期の統治機構を宮内府と国家  
官僚制的部局、機能的にはハウスホルド的・非公式・融通  
性・未組織に対して官僚制的・公式・部局化というように二  
項対立的ないしは二元論的に捉えるところに特徴があるとい  
える。

筆者は別の機会に、当時の財務行政の実態を検討して見る  
と、それを二元論的に明確に区分することはできないし、ま  
た両者が対立し合っていたわけでもなく、相互に補完し合  
いながら機能していた点を明らかにした。<sup>3)</sup> さらに重要な問題  
は、この時期の国家統治に果たした宮内府の役割が、近代化  
(官僚制度の発達) に逆行するものとしてあまりに過小評価  
されている点である。前述した宮内府の再検討の議論もまさ  
にこの点に関わっているのである。その論点は多岐にわたる  
が、重要な点は、宮内府を派閥抗争の場であるとか、衛示的

消費の場としてではなく、王国統治のために有効な「支配装置」として位置付けてみることである。より具体的には、ヘンリ八世時代に実施された宮内府の組織改革を通じて新たに設置されたブリウィ・チェムバー (Privy Chamber) の宮内府内部における機能、さらに国家統治との関わり方を検討しながら、宮内府の再評価を試みるものであった。

本稿の課題は、このような研究史の流れをうけて、事実上ブリウィ・チェムバーの管轄下にあった国王金庫 (King's Coffers) が、いわゆる財政危機の時期と呼ばれるテューダー中期の国家財政運営に果たした役割を検討しながら、この問題について考えてみるところにある。その理由は主に三つある。

まず従来のテューダー財務行政の研究は、国家財政収入・支出に関する研究は多いものの、各財政部局の余剰金の処理とその用途については殆ど言及されてこなかった。少なくとも本稿が対象とする時期には、各財政部局の余剰金のかんりの部分が、宮内府内部の国王金庫に保管されていたのである。財政危機への対応は、むしろこのような国王が非公式かつ迅速に用いることができた準備金の用途にこそ、その特徴を見いだせるのではないかというのが第一の理由である。第二点目として、この時期に国王金庫が重要な役割を果たしていたとすると、それが当時の財務行政機構の在り方にどのような影響を及ぼしたのか、またそもそも危機の克服になぜ国王金庫が積極的に用いられたのかが問われねばなるまい。またそ

の解明が宮内府の再検討という第三の理由に帰着することはいやうまでもない。

註(一) その代表的な研究としては、以下のものがある。Starkey, D., 'The King's Privy Chamber, 1485-1547' (以下 P. C. 略記), (unpublished Cambridge Ph. D. thesis, 1973); Do, 'Court and Government' (以下 C. G. 略記), in Starkey, et al., *Revolution Reassessed* (以下 R. R. 略記), (Oxford, 1986), Ch. 2; Do, 'Intimacy and Innovation: the rise of the Privy Chamber' (以下 I. I. 略記), in Starkey et al., *The English Court* (以下 E. C. 略記), (London, 1987), Ch. 3; Hoak, D., 'The Privy Chamber, 1547-1553' (以下 P. C. 略記), in Guth, D. J., et al., *Tudor Rule and Revolution* (New York, 1982), pp. 87-108. 拙稿「テューダー絶対王政期における宮内府財務行政の再検討」、『西洋史学報』(広島大学)、二二二号、一九九五年、二七〇-三四頁。同「国王の身体・儀礼・象徴—テューダー絶対王政期における国王権力の象徴過程」(岡本明編『支配の文化史』ミネルヴァ書房、一九九七年、一四〇-四〇頁、所収)。

(2) エルトン説について知るには、以下の研究が有効。Elton, G. R., *The Tudor Revolution in Government*, (Cambridge, 1953); Do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, Vol. I-II, III, IV, (Cambridge, 1974, 1983, 1992). 栗山義信「テューダー行政革命論争」『史林』四九—三三号、一九六六年、一一九—一三八頁。越智武臣『近代英国の起源』

ミネルヴァ書房、一九六六年。堀江洋文「エルトン史学と歴史研究—テューダー行政革命論争を中心として」『社会科学年報』(専修大学)二一九号、一九九四年、二九四—三三二頁。

(3) 拙稿、前掲論文。同「エドワード六世期財務府出納部の支払い関係記録について—E405/484の分析を中心として—」、『鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会科学)』四〇—二二号、一九八九年、五九—七九頁。同「テューダー期財務府出納部の財務行政—支払い指定制度を中心として—」、『史学研究』一九四号、一九九一年、四八—七〇頁。

(4) テューダー期の国王金庫研究については、スターキーをはじめとして部分的な言及はあるものの、Hoak, 'Secret History of Tudor Court: the King's Coffers and the King's Purse, 1542-1553 (エドワード K. C. 著)'; *Journal of British Studies*, vol. 26, (1987), pp. 208-231. を除くほとんどまった研究はない状況である。

## 二 宮内府における

### プリヴィー・チェムバーと国王金庫

#### (一) プリヴィー・チェムバーの成立

まず当時の宮内府組織の基本的な構造について概観しておこう。宮内府は構造的にいうと、もともと二つの部分、すなわちハウスホールド (Household, Downstairs, domus providencie) とチェムバー (Chamber, Upstairs, domus magnificentie) とからなっていた。(1) まず前者は執事長官 (the

Lord Steward) の管轄下にあり、宮内府全体の生活物質の調達をまず第一の職務としていた。そしてハウスホールド内の各部署の運営を統括していたのが会計局 (the Counting House) であった。これに対してチェムバーは、宮内長官 (the Lord Chamberlain) の管轄下にあり、もともと国王の私室・寝室として機能していた。ところがチェムバーは次第に公式儀礼の場として

図表1 プリヴィー・チェムバーの構成員 (1526年)

総数：15名

the Marquess of Exceter
6 gentlemen (近侍) : W. Tiler, T. Cheney, A. Brown J. Russel, Mr Norris*, Mr. Cary
2 gentlemen ushers (門衛) : W. Ratcliff, A. Knichtgt
4 grooms (宮内官) : W. Brereton, W. Welsh, J. Cary H. Brereton
king's barber: Pain
king's page (小姓) : young Weston

(1) *H. O.*, pp. 154-5. より作成。

(2) \*印は雪隠係であったことを示す。

に公式儀礼の場としていき、宮廷社会の中心として機能するようになった。そのためテューダー期に入ってチェムバーの構造に大きな変化が生じ、一五二六年のエルタムの布告によって、チェムバーの機能が正式に分化されることになった。(2) すなわちチェムバーが公式儀礼の場として公的な性格を強めたのに対して、国王の私的生活の場とし

ての機能は新たに設置されたプリヴィ・チェムバー (Privy Chamber) の管轄下に入ったのである (図表1)。しかしプリヴィ・チェムバーは単なる国王の私的生活の場であるにとどまらなかつた。同局のメンバーは一五名からなり、それ以外の人物の入室は厳しく制限されていた。またメンバーの中には、爵位貴族であつたエクセター侯爵が加わっていることから、宮内府内部における同局の重要性の高まりが見て取れる。さらに六人が新たに設置された近侍 (Gentlemen of Privy Chamber) 職に任命されているが、かれらの殆どが騎士身分に属し、いずれも国王の寵愛を受けていた。中でも重要な人物はノリス (Norris, H.) である。かれはもともと国王の雪隠係 (the Groom of the Stool) であつた人物であり、後に近侍長 (Chief Gentleman) に任命され、同局の実質的な責任者となつた。<sup>1)</sup> ノリスはプリヴィ・チェムバー内部に確固たる地位を築くと同時に、その権限を拡大し国政にも深く関与するようになるが、それは同時に同局が宮内府内部において重要性を高めていく過程に他ならなかつた。かれの宮内府の財務行政への関与の仕方からその点を確認しておこう。この時期のチェムバー財務官は財務府 (Exchequer) に代わつて国家財政運営において中心的な役割を果たすようになっていたため、国王の内帑金 (the king's purse) の管理、国王の個人的な経費の支払いといふかれば本来の職務が遂行できなくなつていた。そのためヘンリ七世治世晩年ころから次第に雪隠係がその業務を代行するようになったのである。<sup>2)</sup> かれは常に

国王の身辺にあつたことから最適の人物であつた。しかし、ノリスの会計報告を検討すると、この頃までにかれが、国王内帑金でもつて国政に関わる経費を少なからず支払つていたことがわかる。<sup>3)</sup> その中には国王の離婚問題について最終的な協議を行なうためにローマに派遣されたベネット使節団の渡航費として七〇〇ポンド、<sup>4)</sup> ウルジ逮捕のための経費として四一ポンド、<sup>5)</sup> カレー防衛のための経費として一、三三三ポンドのように、極めて機密性の高い重要な経費が含まれていた。これらの業務の遂行は、国王とノリスの間に絶対的な信頼関係なくしては不可能であつた。プリヴィ・チェムバーのスタッフが宮内府において影響力を増していった際に、それを正当化する論理の一つも、国王とかれらとの間の信頼性や親密性にあつたことは間違いない。しかし、このような国王内帑金を通じてのプリヴィ・チェムバーの国家財政への関与は、クロムウェルの干渉によって阻止され、国王内帑金は王家政費を扱う本来の機能に復帰していく。ではそれをもつてプリヴィ・チェムバーと国家財政の関わりが全く終わつてしまつたのかという点、そうではなかつた。というのも事実上、同局の管理下にあつた国王金庫の運用を通じて、同局はこれ以後むしろより深く国家財政に関与することになるのである。また政府の側もそれを積極的に利用することで戦時財政の運営、財政危機の克服を計ることになるからである。

## (二) 国王金庫とその性格

国王金庫 (King's Coffin) とは、国王の宮殿内に配置された一連の国王の個人的な、したがって非公式な金庫のことである。通常、宮殿内の財宝保管室 (Secret jewel house) に置かれており、そこには現金などの国王の貴重品が保管されていた。テューダー前期に各宮殿内の金庫を管理していたのは、国王自身が行なう場合を除くと、主に近侍長を初めとするブリヴィ・チェムバーの職員たちであった。しかし、国王金庫の実態については、よくわかっていないのが実情である。その最大の原因は、史料に関する問題である。おそらく最大規模であったと考えられる国王自身の管理する金庫については、その性格上、史料としては残りにくく、したがってかれが他の人間にその管理を任せた時に作成された報告書を利用するしかないわけだが、それも断片的な史料にとどまっているのである。

国王金庫の存在は少なくとも一五世紀の史料に確認できるが、それは宮内府内のチェムバーにおいてチェムバー財務官によって管理されていたと考えられている。<sup>10</sup>当初、この国王金庫は主に戦争などの非常時の支出に備えるための現金の貯蔵金庫であり、*war chest* としての性格が強かった。このような国王金庫の性格はヘンリ七世治世から八世治世初期にも変わることはなかった。しかし、唯一の違いは、現在のところその存在を確認されている国王金庫がチェムバー内部ではなく、カリーの城塞にあったことである。このカリーの国王

金庫の主要財源は、当時フランス側から支払われていた一年に数万ポンドに達する年金であり、その殆どは、カリー城塞防衛のための準備金として用いられた。この時期の国王金庫については、これ以上のことは殆どわかっていないが、その性格自体は基本的に変わっておらず、従来のように戦時金庫であったと考えられる。<sup>11</sup>

再び国王金庫に関する記述が現われるのは、ウルジが失脚する一五二九年頃からである。このころから国王金庫の性格は大きく変化し、国家財政にも深く関わるようになる。ウルジを失脚させたヘンリは、かれの所有したホワイトホールならびに同宮殿内の財宝をことごとく没収し、その管理をウルジ時代に引き続いてアルヴァード (Alward, T.) に任せた。かれの管理した国王金庫にはその莫大な財産とともに、フランスから支払われた年金が保管されることになった。こうしてホワイトホールの国王金庫は、グリニッジやウィンザーなどその他の国王金庫を、その規模と重要性においてはるかに凌駕し、主要金庫としての地位を占めるにいたったのである。幸いなことにアルヴァードの作成した会計報告書がいくつか残っており、そこから国王金庫の機能が従来の戦時金庫としての性格を大きく変化させつつあったことがわかる。<sup>12</sup>一五二九年一〇月九日から一五三一年四月二一日にかけて、かれは三四、〇〇〇ポンドを受領したが、そのうち一八、〇〇〇ポンドを国王の命令によって、国王自身や他の人々へ支払っている。このうち少なくとも一、〇〇〇ポンドおそらくそれ以

上の額が、ブリヴィ・チェムバーで国王内帑金を管理していたノリスのもとへ送金された。また逆にノリスの側からアルヴァードの側に国王内帑金の余剰金が移されてもいる。さらに興味深いことは、それまで国王内帑金の主要収入源であったチェムバーからの送金が一五二九年六月の一、〇〇〇ポンドを最後に行なわれなくなったことである。これらの事実は次のことを意味している。すなわち、前述したように、この時期のノリスは、国王内帑金を通じて、国王の家政費のみならず国家財政にも深く関与するようになったが、その分かれの支出額も激増していった。その際かれはその収入源をチェムバーに代えて新たにホワイトホールを初めとする国王金庫にその多くを依存するようになったということである。ここに初めてブリヴィ・チェムバーを介して国王内帑金と国王金庫が統合されることになったのである。<sup>14</sup>しかし、この点を強調しすぎると、当時の国家財政の状態を見誤る恐れがある。もともと国王金庫は戦争などの非常時に備えた準備金庫であった。しかし、経常費が増大し、それをチェムバーの収入だけでは賄いきれなくなったために、国王は国王金庫の現金に手を出すことを余儀なくされたのである。この時期のヘンリは、平時にもかかわらず、非常時の準備金、しかもウルジからの没収財産、フランス年金のような一度限りの収入に依存せざるをえないような苦しい財政運営を強いられていたのである。

しかし、そのような危機的な状況も、クロムウエルのイニ

シアティヴのもとで行なわれた修道院領の解散にともない、巨額の臨時収入が政府のもとへ舞い込んだことで、一時的にであれ解消された。クロムウエルのブリヴィ・チェムバーに對する態度は、ノリスの政治的影響力を削ぐために、国王内帑金と国政の関係を切り離したものの、国王金庫については、かれの財政政策を遂行する上で、むしろ積極的に利用していた。<sup>15</sup>

たとえば修道院領の没収財産を扱った増加収入裁判所(The Court of Augmentations)は、一五三六―一五四七年にかけて一七八、〇〇〇ポンド(全支払い額の一・五%)を国王金庫に支払っていた。<sup>16</sup>さらにこの頃までには、当時の主要財政部局はいずれも国王金庫に対して余剰金を事実上、毎年支払っていた。たとえば財宝部(the King's Jewel House)は一五三八―四〇年にかけて二八、五五三ポンド、<sup>17</sup>初年度収益・十分一税裁判所が一五三四―四〇年にかけて五九、一三九ポンド、<sup>18</sup>財務府も同局の余剰金(年平均三、〇〇〇―四、〇〇〇ポンド)を支払っている。<sup>19</sup>さらに財務府は非経常収入として一五四〇―四五年にかけて議會課税収入のうち九六、〇〇〇ポンド(全課税収入額の三六・七%)を支払っている。<sup>20</sup>したがって一五三〇年代後半以降の約一〇年のうちに、国王金庫へ約三九万ポンドが払い込まれたことになる。そしてそのうちかなりの額が、ホワイトホール内の国王金庫へ支払われ、同金庫は王国内で第一級の主要金庫となった。当時アルヴァードの後任としてホワイトホールを管理してい

たのは、ブリヴィ・チェムバーの近侍長補佐でもあったデイ  
ニイ (Denny, A.) であり、<sup>(2)</sup> 国王金庫を介してブリヴィ・チ  
ェムバーと国家財政との関わりがさらに深まったといえる。

こうして各財政部局の余剰金をホワイトホルの国王金庫  
で統括する財政システムができたのである。ではその  
余剰金はどのように運用されたのか、そもそもなぜこのよう  
なシステムが作られたのか。まずデイニイの会計報告書から  
その点について考えてみよう。

註(一) 宮内府の二重構造については、以下を参照。Morgan, D.  
A. L., 'The house of policy: the political role of the late  
Plantagenet household, 1422-1485', in Starkey, E. C., pp.  
26-30; Myers, A. R., *The Household of Edward IV—the  
Black Book and the Ordinance 1478*, (Manchester, 1959),  
pp. 1-60. 中でもこれまで注目されてきたのは、エドワード  
四世時代に作成された宮廷黒本と呼ばれる史料である。これ  
は未完の史料ではあるが、当時の宮内府の実態を知る上で有  
益である。同史料は Myers, *op. cit.*, pp. 76-197. に収録され  
ている。

(2) ヘルタムの布告は 'A Collection of Ordinances and Regula-  
tion for the Government of the Royal Household' (ビルト H. O.  
略記), (Society of Antiquaries, 1790), pp. 135-207. に収録  
されている。

(3) ブリヴィ・チェムバー内において最も重要な官職は近侍で  
あった。彼らの機能については、以下の史料、文献を参照。

H. O., pp. 154-7; Starkey, C. G., esp. pp. 30-36; Do, I. I.,  
esp. pp. 82-92, 101-118; Do, 'Representation through In-  
timacy', in Lewis, I., ed., *Symbol and Sentiments* (London,  
1977), pp. 394-397.

(4) かれは一五二六年から一五三六年にかけて、近侍長を務め  
た。Brewer, J. S., et al., *Letters and Papers, Foreign and  
Domestic, of the Reign of Henry VIII* (ビルト L. P. 略記), vol.  
4, pt. 1, no. 2202/22.

(5) この間の事情については、さしあたり拙稿「宮内府財務  
行政の再検討」三三〇-八頁を参照。

(6) British Library, *Additional MS 20, 030*. ただし本稿では、  
ニコラスが編集した以下の史料を用いることにする。  
Nicolas, N. H., ed., *The Privy Purse Expenses King Henry  
VIII (1827)*. この中で、一五二九年一月から一五三二年  
一月までの支払い項目とその額が、月毎にまとめられてお  
り、この間の支払い総額は、五三、四八ポンドであった。

(7) *Ibid.*, p. 186.

(8) *Ibid.*, p. 115.

(9) *Ibid.*, p. 93.

(10) Myers, *op. cit.*, p. 121.

(11) Dietz, F. C., *English Government Finance 1485-1558*, (Ur-  
bana, 1964 (1921)) p. 101; Starkey, P. C., pp. 394-7.

(12) Starkey, P. C., p. 399; Do, C. G., p. 43.

(13) *L. P.*, vol. 5, p. 312.

(14) スターキーは、国王内帑金と国王金庫との関係を、現在の

銀行業務で *current account* と *deposit account* のような関係にあったと指摘している。Starkey, I. I., p. 96.

(15) たゞせば一五三二〜三年にかけて、彼は政治資金として、総額三三万六千三百ポンドを獲得しているが、そのうち二四万三千三百ポンドがホワイトホールなどの国王金庫からの支払いであった。拙稿「…宮内府財務行政の再検討」四九頁。

(16) *L. P.*, vol. 13, pt. 2, no. 457/13; *Ibid.*, vol. 14, pt. 2, no. 236/11; *Ibid.*, vol. 18, pt. 2, no. 231/12; *Ibid.*, vol. 19, pt. 2, no. 328/12; *Ibid.*, vol. 21, pt. 2, no. 775.

(17) *L. P.*, vol. 15, no. 809.

(18) Starkey, P. C., p. 407.

(19) *Ibid.*, p. 407.

(20) *Ibid.*, p. 407.

(21) この時点で彼は *second chief gentleman* であり雪隠係補佐 (*deputy groom of the stool*) であった。かれは一五四六年一月に近侍長として雪隠係に就任した。*L. P.*, vol. 21, pt. 2, no. 331/43, 634/1, 648/60.

### 三 一五四二—一五五一年の

#### 国家財政運営と国王金庫

##### (一) 対仏、スコットランド戦争時の国家財政運営

一五四二年以後、イングランドはスコットランドやフランスと幾度となく戦火を交え、一五五一年にフランスとの間に和平が実現するまで、まさに戦時体制下にあった。この間の

戦費としてわかっているだけでも、ヘンリ八世時代に二一〇万ポンド、エドワード六世時代に一四〇万ポンドが戦費として支払われており、この合わせて三五〇万ポンドという額は、一五二二〜四年の対仏戦争の費用のおよそ四倍に相当した<sup>(1)</sup>。このように当時の戦費は、かつてイングランドが経験したことのない程の膨大な額にのぼり、国家財政運営を危機的な状態に陥らせることになったのである。

図表 2 1543—1552年の各種課税収入

単位：ポンド

① Lay Subsidies (1543, 1545)	408,642
② Fifteenths (1545)	59,000
③ Reliefs (1549, 1550, 1551, 1552)	191,052
④ Clerical subsidies (1543, 1545, 1548)	126,000
⑤ Loan (1542, 1544)	441,165
⑥ Benevolence (1545)	12,930
⑦ Contribution (1546)	*
⑧ Arrears of Henrican taxes received by Ed VI	8,420
Total	1,037,854

(1) Hoyle, *op. cit.*, p. 93 より作成

(2) \*は史料が存在していないため不明

(3) カッコ内は徴収された年を示す

当然のことながら、これらの戦費を王領地収入や関税収入などの經常収入だけでは賄うことはできず、各種の非經常収入による補填が行なわれた。まずこの時期の課税収入を整理すると(図表2)のようになる。議会の承認を必要とした俗人課税(①)(③)、聖職者課税(④)のみならず、議会の承認を必要としない国王大権に基づく借入金(⑤)さらに献金という形をとる⑥、⑦いずれもその内実は課税に他ならなかった。この時期のイングランド臣民は議會供与税、国王大権に基づく課税が併用される形で毎年課税されており、一四世紀以降最も重い課税負担を強いられることになったのである。

しかし課税収入だけでは、単純に見積もっても戦費の三分一を補ったにすぎなかった。そのため、増加収入裁判所を通じて約九〇万ポンドの王領地が売却され、一五四五年だけでも一六五、四五九ポンドを記録した。<sup>3</sup>しかし、戦費への貢献度の点で最も注目されるのは、一五四四年から一五五一年まで行なわれた貨幣の大悪鑄 (the Great Debasement) であり、その間に国王は一七二万ポンドの収入の増加をみたと言われている。<sup>3</sup>しかし、そのためにイングランドは物価の高騰、ポンドの価値の低下と為替市場の混乱、貿易不振という大きな代償を支払うことになった。<sup>3</sup>しかし、これらすべての収入が戦費の支払いに回されたとしても、まだ一五万ポンド、実際にそれ以上の不足であり、おそらく国内外の商人たちからの借入れなどの方法がとられたものと考えられる。<sup>6</sup>

以上のように、この時期の国家財政運営とは、まず戦争遂行のための戦費の徴収と支払い業務に関わっていた。したがって、国王金庫と国家財政との関係を検討する際にも、国王金庫と戦時財政運営との関係から考えてみる必要がある。しかしながら、この時期の国王金庫の史料としては、同時期に国王金庫を扱っていたディニイとオズボーンの会計報告書などわずかな史料が残っているにすぎない。そこで、両者の報告書を検討しながら、国王金庫の運用の実態を可能な限り明らかにしてみたい。

## (二) ディニイによる国王金庫の運営

ディニイがアルヴァードの後任としてウェストミンスター(ないしはホワイトホール)宮殿の管理官になるのは、一五三七年九月二〇日のことである。注目すべきことは一五三九年一月に、彼は近侍長補佐 (second chief gentleman) に就任し、さらに一五四六年一〇月には近侍長 (first chief gentleman) として雪隠係 (the Groom of the Stool) を兼るとともに、国王内帑金の保管に責任を持ったことである。<sup>7</sup>すなわちそれによって初めて主要な国王金庫と国王内帑金の責任者が近侍長のもとに統合され、国王金庫とプリヴィ・チェムバーの緊密性がさらに強化されたのである。現在のところ、かれの会計報告書は二つしか発見されていない。そのうちの一つは、エドワード六世の即位当初にヘンリ八世の遺産の調査が行なわれた時、その一貫として枢密院がディニイに対し

図表3 ディニイの受領金 (1542-48)

単位: ポンド

1542 (34)	52,951
1543 (35)	122,127
1544 (36)	48,062
1545 (37)	4,474
1546 (38)	17,205
1547 (1)	2,633
1548 (2)	35
total	246,461

(1) B. L., Lansdowne, Charter 14 より作成

(2) カッコ内は治世年を示す

て作成を命じたウェ  
ストミンスター宮殿  
内の国王金庫の受領  
・支出金に関する会  
計報告書である。そ  
の内容をみると、時  
期的には一五四二年  
四月から一五四八年  
二月までが扱われて  
いることがわかる。

まず各年度ごとの  
ディニイの受領金額

は(図表3)の通りであり、総受領額は二四六、四六一ポ  
ンドにのぼっている。受領簿は、各会計年度ごとにまとめられ  
ており、さらに受領期日とその収入の性格、受領金額がそれ  
ぞれ記されている。

その収入項目として主なものは、①国王自身からの受領金  
②各財政部局からの受領金③チェムバー財務官からの受領金  
④国王との契約不履行による科料収入⑤国王から官職を購入  
した際の収益などがあげられる。しかし、何といてもその  
受領金額において群を抜いているのは①である。たとえば①  
は一五四三年の受領金額一二二、一二七ポンドのうち約九四  
・五パーセント、また総受領額の約八六・八パーセントを占  
めているのである。①は具体的には by his majestie's owne

hands ないしは the King's removing coffers by his own  
hands と記されていることから、国王は各宮殿内の国王金  
庫とは別に、彼自身の金庫を常に携帯しており、その貯蔵金  
の一部がディニイの金庫へ転送されたことを意味することは  
明らかである。したがって、当時の最大の国王金庫とは、国  
王自身が所有した金庫なのであり、国王金庫の分析はまずそ  
れを対象とすべきものであるが、残念ながらそれについての  
史料は、現在のところ見つかっていない。これが国王金庫研  
究の立ち遅れの最大の理由ともなっているのである。しかし、  
幸いなことに、ウェストミンスター(ホワイトホール)宮殿  
におけるディニイの受領金の控え簿が残っており、①の受領  
金の性格についてより詳しい情報を与えてくれる。たとえば  
枢密院に提出されたディニス9の会計報告書には一五四二年五  
月二三日に①として二五、五八〇ポンドを受領したと記され  
ているが、それをディニスの控え簿の同じ日付の受領金の項  
目と照合して見ると、それがもともと財務府の出納官、初年  
度収益ならびに十分一税裁判所の財務官によって国王のもと  
へ送金されたものであると記されており、また同じように六  
月三〇日の一八、〇一五ポンドも、後者の史料ではもともと  
財務府の出納官から国王へ送金されたものと記されている。  
前述したように一五三〇年代末頃から、各財政部局の余剰金  
が国王金庫に送金されるようになるが、これらの史料は、そ  
の最大の貯蔵金庫が、まず国王自身の管理する金庫であつた  
ことを示しているのである。

ディニスの受領金の性格として、後述の議論との関連でもう一点ほど指摘しておきたいことがある。それは一五四七年四月三〇日に造幣局長官のベッカムからの受領金八四〇ポンドのうち、七〇ポンドはグリニッジ宮殿内に新たに造営される庭園、果樹園の費用の支払いに充てるために雪隠係の職権において受領と明記されている点である。つまりかれはウェストミンスター国王金庫の管理官と、雪隠係としての国王内帑金の管理官の職務をはっきりと別会計と捉えており、この七〇ポンドは、国王内帑金から支払われる国王家政費の資金の一部とみなされていたということである。とはいえ、たとえこのように帳簿上で両者が区別されていたとしても、結局のところ受領金は宮殿内の同じ金庫の中に一括して保管されていたのであり、実務面においてそれは今だに二つの会計に分離してはいなかった。

では次にディニイの支払い金について見てみよう。受領金の記載形式との大きな違いは、各会計年度ごとに日付順に記載されるのではなく、(図表4)に見られるように、四つの支払い項目に分類されており、各項目の中の細目の支払い期日については記されていない点である。

まず検討すべきことは、この時期の軍事費の支払いのため国王金庫の準備金が、どの程度まで用いられたのかということであろう。まず②は主に野営用の宿舍の設営、橋梁や砦の建設、武器の製造に関わる資財の購入費や人件費からなっている。しかし戦争に関わる経費はこれらにとどまらず、③

図表4 ディニイの支払い金 (1542-48)

単位：ポンド

① The building & repairing of the house & parks	32,969
② The charge of houses for tents, etc. for war	5,956
③ The payment made upon soundry bill for stuff & workmanship and for money advanced in prest	204,465
④ The ordinary payment made by vertue of the office of the Groom of the Stool	3,053
Total	246,404

(1) B. L., Lansdowne, Charter 14 より作成。

に含まれた前払い金の項目の明細を調べると、さらに多くの軍事関係の経費がそこに見受けられる。まず対フランス戦争に関連して、カレイ守備隊の諸経費として一、八〇〇ポンドが、またギーズ(Guines)守備隊の諸経費として九、二〇〇ポンドが同守備隊の財務官 (the Treasurer of the war) に送金されている。対スコットランド戦争に関しても、イングラント北部の守備隊に関わる諸経費として、三六、〇〇〇ポンドが同地の副財務官へ支払われている。さらに北

部守備隊の財務官 Lord Wriothesley と R. Sadler に対して  
合わせて五五、〇〇〇ポンドが支払われている。また、  
Rous に対して七、〇〇〇ポンドが支払われているが、これ  
は当時のかれの活動からして、彼を通じてカレーの財務官に  
送金されたことを意味することは明らかである。一五四三年  
に受領金が急増する(図表3)ことも、スコットランド・フ  
ランス侵攻準備のための軍資金がデニイのもとに集められ  
たものと考えられる。これらの諸経費と②の経費を合計する  
と、一一四、九一七ポンドで支出額全体の約四六・六%を占  
めており、国王金庫の軍資金庫としての性格は依然として強  
い。

しかし、スターキーが指摘するように、こうしてヘンリ八  
世は歴代のイギリスの国王の中でも最大の軍資金庫を持つに  
至ったとして、この時期の国王金庫に新たな性格を認めない  
のも問題がある。①というのも(図表4)からも明らかによ  
うに、国王金庫からの支出金の半分近くは、軍事費とは全く関  
係がなかったこともまた事実だからである。①のうち圧倒的  
に多かったのは、ウェストミンスター宮殿の修・改築に関わ  
る諸経費で三二、九六九ポンドにのぼった。また③の中には、  
宝石、貴金属、金糸、ヴェルヴェットなどの奢侈品の購入費  
として三一、三六六ポンド、金細工商(Goldsmiths) アラス  
織職人、オルガン製造職人などの人件費、さらにエリザベス  
・メアリ両王女の家政費として合わせて四、六五五ポンドが  
支払われている点も注目される。このように一五四〇年代の

国王金庫は、軍事費とともに、新たに国王家政費の支払いに  
も頻繁に用いられるようになっていたのである。その背景に  
は、戦費の支払い、国王家政費の高騰などの理由により、も  
はや国王の經常収入だけでは国王が自活できなくなったこと  
がある。そのために、そもそも戦時に備えての準備金であつ  
た国王金庫の貯蔵金に手を出すことを余儀なくされたものと  
考えるべきであり、国家財政運営にとってこれほど危険な状  
況はないといえよう。

また受領簿のところでも指摘したように、ここでも④に見  
られるように、国王金庫の管理官とは別に雪隠係としてのデ  
イニス<sup>Deane</sup>の支払いが、一纏にされている。中でも最も支払いの  
多かったのが国王お抱えの従者、たとえば薬剤師、外科医、  
鷹匠、猟犬管理官などの俸給の項目で、一、二三七ポンドを  
占めている。これらは従来、国王内帑金により支払われてい  
たものである。したがって、形式的にであれ、国王金庫から  
一旦お金が国王内帑金として雪隠係へ送金され、国王の私的  
経費が支払われたことになる。確かにデニイの支払い簿で  
は、国王金庫管理官と雪隠係(ないしは近侍長)の支払いが  
区分されているが、他方で国王の私的な家政費と国王の特別  
な経費(King's special service and affairs)の区分はなされ  
ていなかった。そうした区分が初めて現われるのは、エドワー  
ド六世時代の国王金庫管理官であつたオズボーン(Osborne)  
の会計記録においてである。

(三) オズボーンによる国王金庫の運営

エドワード六世時代の国王金庫ないし国王内帑金に関する史料は、サマセット公が失脚してノーサムブランド公 (John Dudley) が幼少の国王に代わって政治的実権を掌握していた時期のものである。ただしその数は二つにとどまり、しかもその中の情報量も限られているが、ホークの分析によって当時の国王金庫の実態がかなりの部分まで明らかにしている。そこでかれの研究も参考にしながら、この二つの史料について考えてみたい。

この時期のプリヴィ・チェムバーの組織は、ヘンリ八世時代のものと比べてかなり変化している。同局の職員の数も一五名から五六名に増加し、近侍長の数も二名から四名に増加し、国王内帑金ならびに国王金庫は、彼ら四人の共同管理下に運用されていた。それに関する史料としては、国王監査官による会計監査を受けた正式な会計報告書の写しが残っており、<sup>13</sup> 时期的には一五五〇年一月から一五五二年一月までを扱っている。この間に国王内帑金として三、九八八ポンドが受領された。その主な収入源は、枢密院が財務府、増加収入裁判所を始めとする各財政部局に発行した支払い令状 (The Privy Council Warrants) に基づき、各財政部局の余剰金がプリヴィ・チェムバーの近侍長へ送金されたものであった。<sup>14</sup> 一方、支払い簿の方は、四つのタイプに分けられており、その多くは各宮殿内の使用人の賃金、王の獵園内の鹿の餌代、国王の諸々の報酬などからなっており、一度の支払い額も一

〇〜四〇ポンドと少額であった。<sup>15</sup> これらの経費の支払いも、枢密院の支払い令状に基づいて行なわれており、いずれも国王の家政費ないし私的な経費からなっている。また同史料の最初に 'Defrayments lyke as have bene vsually payde by Sir A. Denny deceased and other late occupyinge the Rome or office of the gromeshippe of the stoule' と記されていることから、国王内帑金の管理は、ディニスから彼らの手に移ったことは明らかである。<sup>16</sup>

しかし、問題は彼らとオズボーンとの関係である。オズボーンは一五五二年一月から一五五三年五月まで、上述の四人の近侍長の書記官を務めている。そしてその間の彼の会計記録が残っており、これも明らかにエドワード時代の国王内帑金に関する会計報告書の一部をなしているのである。<sup>17</sup> まず収入については、前者と同様に枢密院の支払い令状に基づく各財務裁判所からの送金に依存していた点に変わりはなかった。注目されることは、たとえば枢密院は財務府に対して、同部局が徴収した議会援助金 (the relief) を直ちにオズボーンのもとへ送金するように命じ、また各財政部局の滞納金や債務の徴収金を、各週ごとにオズボーンに送金するように命じているように、<sup>18</sup> その送金先として四人の近侍長ではなくオズボーンの名前が明記されていることである。一方、支払いの方は、枢密院の支払い令状に基づいて行なわれており、その費目はかなり多岐にわたっていた。しかし四人の近侍たちのものと比較した場合、その支払総額三九、九四八ポンドとそ

の金額の大きさとともに、前者には含まれない国政に関わる経費、中でも軍事費や対外債務の支払いなど緊急を要する経費がかなりの額を占めていることが、大きな相違点となっている。<sup>62)</sup>このように見てくると、オズボーンは正式な権限を持つていたわけではなかったが、国王内帑金の運用の一部を任されており、四人の近侍長の単なる書記官以上の役割を担っていたものと考えられる。しかもかれの会計業務と四人の近侍長のそれとの間に接点が見いだせない。<sup>63)</sup>したがって、このノーサムブランド公時代のブリヴィー・チェムバー内の国王内帑金は、その性格上二つに分かれており、またそれぞれに別個の国王金庫が設置されていたと見做さざるを得ないのである。この事實は、当時も十分に認識されていたようである。たとえば同局に対する枢密院の支払い令状の文面を見ると、四人の近侍長の資金からの支払いは 'Payments made out of the King's Maiestes purse by the knights attendant vpon his Majesties person' と記され、その下に 'オズボーン' の支払いは 'the King's Majesty's special service and affairs' のためのブリヴィー・チェムバーからの支払いと記されている。<sup>64)</sup>ホークの言葉を借りるなら、前者は十代の若き国王の私的な経費、後者は国政に関わる非常時の財政的需要、特に軍事的な経費の支払いを意味していた。<sup>65)</sup>そして後者を扱ったオズボーンの会計は、実質的には四人の近侍長というよりも、むしろ枢密院の管轄下にあり、彼の金庫は枢密院からの緊急の支払い命令に迅速に対応できる準備金庫として機能し

ていたものと考えられる。しかしこのホークの議論を、より説得力のあるものにするには、ノーサムブランド公の財政政策全体の中に、当該期の国王金庫の運用のあり方を位置付けてみる必要があるだろう。

註(1) この時期の財政運営については、Dietz, *op. cit.*, pp. 144-

214; Hoyle, R., 'War and Public Finance', in MacCulloch, D., ed., *The Reign of Henry VIII* (London, 1995), pp. 75-99.

(2) この時期の議会課税の意図を巡っては、論争が継続中である。同論争について知るには、以下の文献が有益。酒井重喜『混合王政と租税国家』弘文堂、一九九七年。

(3) Richardson, W. C., *The History of the Court of Augmentations* (Baton Rouge, 1961), p. 235. Dietz, *op. cit.*, pp. 149, 165.

(4) Challis, C. E., 'The Debasement of the Coinage, 1542-1551', *Economic History Review*, vol. 20, (1967) pp. 441-66, esp. p. 454; Gould, J. D., *The great Debasement, Currency, and the Economy in mid-Tudor England* (Oxford, 1970); Feavear, A. E., *The Pound Sterling* (Oxford, 1963), pp. 46-75; 宮田美智也「エリザベス朝の通貨改革と為替政策」、『金沢大学経済論集』一五号、一九七八年。同「銀貨の貶質と物価・為替の動向―一六世紀前半期イギリスの貨幣史的考察」、『金融経済』一六八号、一九七八年。

(5) 銀貨の貶質と海外貿易とくに毛織物輸出の不振との関係については、Fisher, F. J., 'Commercial Trends and Policy in

- the 16th Century England', *Economic History Review*, vol. 10, no. 2, 1940, pp. 95-117. (浅田実説『一六・七世紀の英  
国経済』未来社、一九八六年所収)。
- (6) 一五五二年八月の時点で、ハンリハ世以来の対外債務は、  
国内債務とはほぼ同額の一一万ポンド(利子率一四%)に達し  
てゐた。Dietz, *op. cit.*, p. 158; Feavear, *op. cit.*, p. 67.
- (7) 前章の註(21)を参照。
- (8) British Library (ナト BL 略記), Lansdowne, Charter 14.  
この史料は一綴りの長や二四ノートの羊皮紙の上に記録や  
れており、folio 111の整理番号は付されていない。
- (9) Public Record Office (ナト PRO 略記), Exchequer (ナト  
E 略記), 315/160/264-72. その摘要が *L. P.*, vol. 17, no. 267.  
に収録されており、111番も参照された。
- (10) デュニイの軍事費支払担当官としての活動を示すための  
127 *L. P.*, vol. 19, pt. 1, no. 388/3, no. 1035/27.
- (11) Starkey, C. G., p. 45.
- (12) Hoak, P. C., pp. 94-107.
- (13) P. R. O., E101/426/8, membrane 1-5.
- (14) たとえば、財務府は半年期ごとに五〇〇〇〜一〇〇〇ポ  
ンドを彼らに送金してゐる。拙稿「……財務府出納部の支払  
関係記録について」七〇〜二頁。
- (15) *Ibid.*, membrane 2-4. この部分については、ホークが詳細  
な検討を行なっており、主にそれに依拠した。Hoak, K. C.,  
pp. 223-5.
- (16) E101/426/8, membrane 1.
- (17) E101/546/19.
- (18) Dasent, J. R., ed., *Acts of the Privy Council of England*  
(ナト A. P. C. 略記), vol. IV, pp. 27, 28, 31.
- (19) *Ibid.*, vol. 3, pp. 475, 501-3.
- (20) 最終的に財務府は、議会援助金のうち七、四七九ポンド、  
滞納金・負債の徴収金として二、〇〇七ポンドをオズボーン  
に送金してゐる。Also, J. D., 'The Exchequer in the  
Reign of Edward VI', (*University of Cambridge Ph. D.*  
thesis, 1978), pp. 239-40. 一方増加収入裁判所は、滞納金な  
どの徴収金を全部として、六六七ポンドを送金した。  
Richardson, *op. cit.*, p. 362.
- (21) たゞや4 bands of hoursemen の資金として、七、〇〇〇ポ  
ンド(A. P. C., vol. IV, pp. 95, 132-3)、国王の船の建造のた  
めのチャムバーへの支払三、〇〇〇ポンド(*Ibid.*, vol. III,  
p. 501-3)、宮内府の諸経費八、〇〇〇ポンド、対外債務の支  
払のためのランシャムへの支払七、〇〇〇ポンド、キャマ  
クス・サフオートの若の諸経費八二七ポンド(*Ibid.*, vol. IV,  
pp. 58, 89, 94, 130)の支払を行なつてゐる。なお支払の  
細目については、ホークがさらに詳細に検討してゐる。  
Hoak, K. C., pp. 221-3.
- (22) ただし、四人の近侍長の書記官として、かれらの会計帳簿  
を保管してゐたことは十分に考えられる。
- (23) オズボーンの会計についての言及は、A. P. C., vol. IV,  
pp. 28, 31、四人の近侍長の会計について、*Ibid.*, vol. III,  
pp. 18, 198, 243, 289, 320, 346, 372, 386, 438, 530; vol.

IV, pp. 81, 91, 101, 157, 185, 228, *passim*. を比較参照。  
(24) Hoak, K. C., pp. 225-6.

#### 四 テューダー財務行政に占める国王金庫の位置

一五四九年一〇月にサマセット公から政治的実権を奪取したノーサムブランド公 (John Dudley, Duke of Northumberland) の緊急の政治課題は、危機に瀕したテューダー財政を再建することであった。かれは早々にフランスとの和平を実現して対仏戦費という多大な財政負担を取り除き、国内の財政改革に取り掛かった。かれの改革の理念は、一五五一年六月一六日のかれの覚え書きから見て取れる。<sup>1)</sup> かれが目指したのは、「国王自活原則 (the King should live of his own)」の復活であり、そのために国王の經常収入の増加、負債の返済をはかるとともに、さらに国家の非常時に備えて準備金を確保することであった。本稿とより関わりが深いのは、もちろん後者であることから、かれの財政改革をそれとの関連で検討してみたい。

かれの政策の特徴は、重要な政策課題の遂行の中心に枢密院(より具体的には枢密院内に設置された小委員会)を据え、枢密院の行政的な権限を高めていったことである。かれの時代に設置された枢密院内の小委員会のうち枢密院のメンバーが加わっていたものは三四にのぼったが、そのうちの二〇の委員会が財政改革に関わっていたことから、かれがいかに

財政問題を重視していたかが知れよう。<sup>2)</sup> これら財政に関わる委員会は、その性格からしていくつかのグループに分けることができる。<sup>3)</sup>

まず第一のグループは、国家財政の現状、特に余剰金の額とその所在を把握するために、各財政部局に会計報告書を提出させるもので、枢密院の令状から少なくとも六つの委員会を確認できる。<sup>4)</sup> 枢密院は、財務府、増加収入裁判所など主要財政部局の財務官に対して、毎週土曜日に、枢密院において会計報告を行なうことを命じているが、そこまで厳密に会計報告が実際に行なわれていたことを示す史料は今のところ見つかっていない。<sup>5)</sup> また枢密院が度々そうした会計報告の提出を求めていることからしても、必ずしもうまく機能していたとは考えにくい。<sup>6)</sup> いずれにしてもそれらの会計報告の中で、枢密院が最も関心を寄せていた情報は、各財政部局においていまだ未徴収の収入ならびに未返済の国王への債務の額と目下の余剰金の額であった。

第二のグループは、その情報に基づいて、当時十万ポンドにもなると推定された<sup>7)</sup> 滞納金や負債金の徴収業務を強化し、収入の増加をはかるものであった。一五五二年一月二日に六名からなる最初の負債徴収委員会が発足し、<sup>8)</sup> 同年二月八日に枢密院の令状によって、各財政部局に対して負債徴収の強化とその手続き方法が示された。それによると各財政部局は、各週ごとに徴収金を送金するように命じられているが、注目すべきことは、その送金先としてブリヴィ・チェムバー、

しかも前述のオズボーンの名前が明記されていることである。かれの受領金の詳細についてはよくわかっていないが、たとえば少なくとも財務府から議会援助金（*grant*、図表2を参照）七、四七九ポンド、負債徴収額二、〇〇七ポンド、増収裁判所からは負債徴収額として一六、六六七ポンドが送金されている。もともと各財政部局からブリヴィ・チェムパーへの送金は、枢密院の支払い令状に基づいて四人の近侍に対しても行なわれていた。<sup>10</sup>しかし、前述のとおり、ブリヴィ・チェムパーに関する枢密院の支払い令状の中では、両者は明確に区別されており、オズボーンの金庫の余剰金は、*King's Majesties special service* つまり軍事費のような国家の非常の必要のために用いられていたのである。これらの事実から以下のこと明らかになる。すなわち、ノーサム・ブランド公はテューダー財政を建て直すに際して、国家の非常時にいつでも即座に対応できるような準備金庫の創設を考えていた。その必要性自体は、すでに一五三七年の段階で政府内部でも認識されていたが、かれはそれを初めて具体化しようとしたのである。そこでかれが注目したのは、一五四〇年代以降、国家財政に深く関与するようになっていたブリヴィ・チェムパー内の国王金庫であった。かれはそれまではっきりしていなかった国王金庫内の国王家政と国家財政部門とを明確に分け、後者をテューダー財政構造の中に組織的に位置付けようとした。そして枢密院の支払い令状や監査を通じてオズボーンの金庫を枢密院（事実上ノーサム・ブランド公）の

直接管理下に置いて運営しようとしたのである。では最後に残った問題として、ノーサム・ブランド公が国家の非常時に備えた準備金庫を財務府などの既存の財政部局ではなく、なぜ宮内府内に新たに設置されたブリヴィ・チェムパーに求めたのであろうか。それはすでに述べたように、同局は国王の私生活の場として機能しており、その管轄下に置かれた国王金庫も、あくまで国王の個人的な金庫としての性格を有していたためであろう。そのためたとえば、国王金庫からの支払いは、国王の口頭ないしは書面によるもの、あるいはこの時期に見られたように枢密院の支払い令状に基づいて、簡略かつ迅速に現金の支払いがなされたのである。こうしてノーサム・ブランド公は財務府などのように煩雑で時間ばかり浪費してしまう会計業務や会計監査を回避して、きわめて迅速かつ合理的に財政危機に対応することができたのである。<sup>11</sup>やや逆説的に聞こえるかもしれないが、国王金庫が王室家政のみならず国家財政との関係を強め、組織化されていったことは、その非公式性、迅速性、融通性というハウスホルド的性格に依るところが大きかったのである。

註(1) Hatfield House, Cecil's Papers, 151, fos. 7-8, cited in Hoak, *The King's Council in the Reign of Edward VI* (Cambridge, 1976), pp. 204-6.

(2) *Ibid.*, p. 208.

(3) 以下に述べる二つのグループの他に、第三のグループとし

て、国家財政全体の状況を把握し、財政部局の統配合成について検討する委員会（一五五二年三月二三日、一五五二年一月一二日）（*Calendar of the Patent Rolls*（以下 C. P. R. 略記）、vol. IV, pp. 353-4, 391-2.）があげた。このグループの委員会の性格については、以下の研究参照。Richardson, ed., *The Report of the Royal Commission 1552* (West Virginia, 1974); Elton, 'Mid-Tudor Finance', *Historical Journal*, 20-3, 1977, pp. 737-40; Alsop, 'The Revenue Commission of 1552', *Ibid.*, 22-3, 1979, pp. 511-33.

(4) 六つの委員会の設置期日は、一五四九年一〇月一八日、一五五〇年五月一日、一五五一年七月九日、一五五二年四月三日、同年五月二十九日、同年十二月二日（A. P. C., vol. II, p. 346; vol. III, pp. 29, 315; vol. IV, 12, 62, 183.）

(5) Hoak, *op. cit.*, pp. 130-1, 206; Richardson, *op. cit.*, p. 367.

(6) コンリ七世治世の一五〇五年頃からすでに、annual declaration of the state of the treasury の提出が、財務府などに義務付けられていたが、その後衰微し、一五五七年ころには作成されなくなった。拙稿「……財務府出納部の支払い関係記録について」六三頁。

(7) Richardson, *op. cit.*, pp. 183, 361.

(8) C. P. R., vol. IV, p. 144.

(9) A. P. C., vol. III, pp. 475, 501-3.

(10) 前章註(20)を参照。

(11) 本稿一三頁を参照。

(12) Memoranda concerning the financial administration,

1537', printed in Elton, ed., *The Tudor Constitution* (Cambridge, 1982 (1960)), pp. 143-4.

(13) 財務府の会計業務については、前掲拙稿、六五頁。拙稿「テューダー前期財務府出納部の会計業務について」『西洋史学』一六一号、一九九一年、四九一-六一頁。

(14) もちろん国王金庫を用いる際に、枢密院やブリウィ・チェムバーの主要なポストを自派で固めておくことが前提であったが、ノーサムランド公はその点でも怠りはなかった。Hoak, K. C., pp. 228-30; Do, P. C., pp. 96-104; Do, *The King's Council*..., p. 87 and passim.

## おわりに

これまでテューダー中期に枢密院を中心とする政府が、いかに戦時財政を運営し、またその後の財政危機を克服しようとしたのかという問題について、宮内府内の国王金庫の運用を中心に見てきた。そこで最後に、本稿で明らかにしたこと、研究史の中に位置付けながらその意味についてまとめておきたい。

まず第一にこの時期に事実上ブリウィ・チェムバーの管轄下にあった国王金庫は、国王家政のみならず、戦争やその他の国家の必要に迅速に対応できるような準備金庫としての役割を果たしていた。さらに、当時の財政組織の中に位置付けてみると、各財政部局の余剰金を集中管理するいわば中央金

庫のような役割も果たしていた。もともと金額的な面から国家財政運営への貢献度をはかった場合、明らかにそれは国王金庫よりも各財政部局の方が上回っていた。しかしここで注目しておきたいことは、政府がこの時期に国王金庫を積極的に国家財政の中心に据えようとしたことの政策的意図である。すなわち、それはブリヴィ・チェムバーの会計業務の非公式性、迅速性、融通性といったハウスホルドの性格を十分に活用することによって、この時期の財政運営を円滑に行なうことであった。したがって、かつてエルトンが述べたように、一五三〇年代半ば以降のテューダー財務行政は、ハウスホルドの性格から官僚制的な性格へと革命的な変化を遂げたわけではなかった。少なくとも一六世紀半ばまで、ブリヴィ・チェムバーが財務行政の一翼を担っており、財務府を初めとする各財政部局と競合関係にあったというよりも、相互補完関係にあったと見るべきであろう。

第二に、国王金庫の運営が成功した背景には、一五四〇年代以降に、枢密院の組織が整備されてテューダー財務行政の中心に据えられ、全体を統括する体制が整ったことが挙げられる。<sup>2)</sup>これによってかつてのように、ヘンリ七世やウルジ、クロムウェルなどのような有力な個人に頼るのではなく、一つの組織によって政策が遂行されることにもなった。エルトンはそこにも官僚制的な性格を見ようとするが、当時の枢密院の財政運営から果たしてはつきりとそれが官僚制的性格を強めたと言えるのだろうか。たとえば国王金庫の運用にも頻

繁に用いられた枢密院の支払い令状 (the Privy Council Warrant) の問題について考えてみよう。一五四〇年代以降、同令状は政府から各財政部局への支払い・送金の命令を行なう際に、従来のように玉璽 (Privy Seal)・御璽 (Signet Seal) に基づく令状に変わって、一度限りの特別な支払い令状として重要な役割を果たすこととなった。<sup>3)</sup>枢密院がたびたび各財政部局に対して会計報告を求めたのも、この支払い令状を発行するために、各部局の支払い能力を把握するためであった。しかし、この令状には、支払い手続き上、ひとつの重要な問題を残していた。というのは、枢密院は一五五六年まで固有の印璽を備えておらず、このような正規の印璽を伴わない枢密院のメンバーの署名のみによる支払いという手続き上の急激な変化は、たとえば財務府のような伝統を重んじる所では認められるものではなかった。それだけでは支払い令状としての法的根拠が薄いという財務府側の主張は、もったもた話であった。ではなぜ枢密院がそのような方法を好んで用いたのであるのか。国王が同令状の発行を認可した一五四九年の授權書 (commission) によれば、「国王の城塞や砦の費用の支払いを目的とする令状が国王の署名 (his own signing) を待つ間に遅れてしまうことを防ぐため」の措置であるとしている。<sup>5)</sup>しかし、国王金庫関係の枢密院の支払い令状の内容を見ても、それは軍事費のみならず国王家政費の支払い、国王金庫への送金を初めとして様々な運用がなされている。したがって、その真の目的は、枢密院が全般的な支払い手続きに

旧来のものよりも非公式で効率的かつ迅速な方法を採用することにあったと考えられるのである。また人的構成の点から見て、サマセット公の時代のブリヴィ・チェムバーの二人のメンバーのうち九人が枢密院議員を兼ねており、エドワード治世全体として見ても、枢密院議員全体のうち、四分一が最初に同局の近侍を経験していた<sup>(3)</sup>、というホークの指摘は、枢密院とブリヴィ・チェムバー（こちらには宮内府）との関係を考えていく上でも、重要な視点を提示している。

いずれにしても、これらの問題について、従来のようにハウスホルド的性格から官僚制的性格にいかん転換したのかを問うよりも、それらが未分化の状態にあったことが、この時期の財務行政をどのように規定していたのかという観点から再検討することが求められていると言えるだろう。

註(1) マアリ治世以降の国王金庫については、よくわかっていないが、中央金庫としての役割は、一五七二年に財務府内に設置された a central deposit treasury に受け継がれていったと考えられているが、いまだ十分な検討はなされていない。

Alsop, 'The Structure of Early Tudor Finance, c. 1509-1558', in *R. R.*, pp. 135-162, esp. 141, 162; Coleman, C., 'Artifice or Accident? The Reorganization of the Exchequer of Receipt c. 1554-1572', in *Ibid.*, pp. 163-198, esp. 194.

(2) Alsop, *op. cit.*, p. 158-162.

(3) Alsop, 'Protector Somerset and Warrants for Payment', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. LV (1982), pp. 102-8.

(4) 結局、財務府は支払い後に、その手続きを正式に記録するため、いわば事後承認の形で枢密院に対して玉璽令状を請求することで法的根拠を充足させるという方法をとった。

Hoak, *The King's Council*..., p. 148; Alsop, *op. cit.*, p. 103.

(5) C. P. R., Ed VI, vol. II, pp. 250-1.

(6) Hoak, K. C., p. 230-1; Do, *The King's Council*..., p. 87.

(広島大学文学部)

## **The Mid-Tudor Crisis and the administration of the Public Finance**

### **—The administration of the King's Coffers—**

**by Taro Inai**

In the study of the financial administration in Tudor period, the role of the financial agencies which were established in 1530's and had the bureaucratic characters, has been to be very important. But, then, the role of the king's household has been underestimated in the theory of 'Tudor Revolution in Government'.

In this article, I'll examine the role of the king's household, especially, the King's Coffers in the Privy Chamber, in Tudor financial administration. As a result, I'll insist that the King's Coffers in the Privy Chamber played the important role in the financial administration of English-French, Scottish war and financial crisis in mid-Tudor period,

mainly two points as follows;

First, the King's Coffers in the Privy Chamber played the important role in the administration, of not only the king's household, but also war, other public necessity. They were the deposit treasury for the emergency of public finance, too.

Second, one of the reason why the administration of the king's coffers succeeded is the establishment of the central control of the financial administration by the Privy Council. The Privy Council positively used the king's coffers to overcome the difficulties of the financial administration in mid-Tudor period, because they had the characters of un-officiality, speed and flexibility which were the characters of the king's household, too.

So, the Privy Chamber, one office of the king's household played the important role in the administration of the public finance, at least till mid-Tudor period. In general terms, the entire perception of the main institutions—Exchequer, king's household, and the new departments of 1536-42 as radically different and competitive units in a fragmented financial structure requires thorough revision. On the whole these agencies were not rivals engaged in institutionalized competition.